

令和2年国勢調査の概要

1 調査の目的及び趣旨

国勢調査は、統計法(平成19年法律第53号)第5条第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査(基幹統計調査)で、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とします。

大正9年(1920年)の第1回調査以来、国の最も基本的で重要な調査として5年ごとに実施されており、令和2年(2020年)に実施する調査はその21回目に当たり、実施100年目の節目を迎えます。また、10年ごとに行う、いわゆる大規模調査にもあたります。

2 調査の時期

(1) 調査の基準時

令和2年10月1日(木)午前零時現在

(2) 実地調査の期間

(調査員)

- ・担当調査区の確認 : 9月10日(木)～9月13日(日)
- ・インターネット回答用ID及び
調査票(紙)の配布期間 : 9月14日(月)～

(世帯)

- ・インターネット回答期間 : 9月14日(月)～10月7日(水)
- ・調査票(紙)回答期間 : 10月1日(木)～10月7日(水)

(調査員)

- ・調査票(紙)の当初回収期間 : 10月1日(木)～10月7日(水)

3 調査の対象

令和2年10月1日現在、日本国内にふだん住んでいるすべての人(外国人を含む)及び世帯を対象とします。

ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員やその家族を含む。)及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除きます。

4 調査事項

(1) 世帯員に関する事項

- | | |
|---------------------|--------------|
| ア 氏名 | イ 男女の別 |
| ウ 出生の年月 | エ 世帯主との続柄 |
| オ 配偶の関係 | カ 国籍 |
| キ 現在の住居における居住期間 | ク 5年前の住居の所在地 |
| ケ 在学、卒業等教育の状況 | コ 就業状態 |
| サ 所属の事業所の名称及び事業の種類 | シ 仕事の種類 |
| ス 従業上の地位 | セ 従業地又は通学地 |
| ソ 従業地又は通学地までの利用交通手段 | |

(2) 世帯に関する事項

- | | |
|---------|----------|
| ア 世帯の種類 | イ 世帯員の数 |
| ウ 住居の種類 | エ 住宅の建て方 |

5 調査の方法

調査は、調査員が調査票を世帯ごとに配布し、世帯から調査員又は市町村に調査票を提出することにより行います。

6 結果の公表

調査の結果は、最も早い「人口速報集計」を令和3年6月に公表し、その後、年齢別人口・世帯の状況などを集計した「人口等基本集計」を令和3年11月に公表する予定です。

公表した調査結果については、総務省統計局のホームページなどで、ご覧いただけます。

7 調査結果の利用

(1) 法定人口としての利用

- 衆議院の小選挙区の改定基準
- 都道府県・市町村議会の議員定数の決定
- 地方交付税の算定基準 など

(2) 国・都道府県・市町村の行政施策における利用

- 社会保障対策 ○社会福祉対策 ○年金計画
- 医療保険対策 ○保健衛生整備計画 ○防災対策
- 都市計画 ○雇用対策 など

(3) 行政に必要な人口分析、学術研究などにおける利用

- 将来人口・世帯数の推移
- 人口構造の分析・将来予測
- 平均寿命の算定
- GDP推計や産業連関表作成の基礎資料 など

(4) 民間における利用

- 製品・サービスの需要予測
- 店舗・工場の立地計画
- エリアマーケティング など

(5) 他の統計調査における利用

- 各種統計調査の標本抽出のための基礎資料



日本国内に住むすべての人と世帯を
対象とした5年に一度の大調査
開始100年の
国勢調査に
ご協力ください

いまを知る。

「日本の未来のため、使命感を持って取り組んでいます」調査を通じてたくさんの人と話せてよかった！そんな調査員の方々の姿に支えられてきた国勢調査。令和2年、あなたも、日本にいる全員が希望を掲げる未来へその積み重ねが、未来をつくっていく。開始から100年をむかえる令和最初の国勢調査が、はじまります。

国勢調査2020